

医療総合保険

改定前	改定後																						
<p style="text-align: center;">特定部位補償対象外特約</p> <p><用語の定義> この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1" data-bbox="116 533 1093 681"> <thead> <tr> <th></th> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>て</td> <td>適用開始日</td> <td>保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。</td> </tr> <tr> <td>ほ</td> <td>補償対象外期間</td> <td>保険証券記載の補償対象外期間をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1条（特定部位等の補償対象外） 当社は、適用開始日から起算した補償対象外期間中に、被保険者が別表1に掲げる身体部位または特定疾病（注）のうち当社が指定した部位に生じた疾病もしくは特定疾病（注）またはこれらによる身体障害を被った場合は、次に掲げる保険金を支払いません。ただし、別表2に掲げる感染症については保険金を支払います。また、被保険者が補償対象外期間の満了日を含んで継続して入院した場合は、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして保険金を支払います。</p> <p>① 入院医療保険金および手術医療保険金支払特約の入院医療保険金および手術医療保険金 ② 入院治療費用補償特約の入院治療費用保険金</p>		用語	定義	て	適用開始日	保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。	ほ	補償対象外期間	保険証券記載の補償対象外期間をいいます。	<p style="text-align: center;">特定部位補償対象外特約</p> <p><用語の定義> <u>(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</u></p> <table border="1" data-bbox="1151 533 2128 681"> <thead> <tr> <th></th> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>て</td> <td>適用開始日</td> <td>保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。</td> </tr> <tr> <td>ほ</td> <td>補償対象外期間</td> <td>保険証券記載の補償対象外期間をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) この特約における法令は、次のとおりとします。</u></p> <table border="1" data-bbox="1155 730 2128 879"> <thead> <tr> <th></th> <th>法令（公布年／法令番号）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>か</td> <td><u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1条（特定部位等の補償対象外） 当社は、適用開始日から起算した補償対象外期間中に、被保険者が別表1に掲げる身体部位または特定疾病（注）のうち当社が指定した部位に生じた疾病もしくは特定疾病（注）またはこれらによる身体障害を被った場合は、次に掲げる保険金を支払いません。ただし、別表2に掲げる感染症については保険金を支払います。また、被保険者が補償対象外期間の満了日を含んで継続して入院した場合は、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして保険金を支払います。</p> <p>① 入院医療保険金および手術医療保険金支払特約の入院医療保険金および手術医療保険金 ② 入院治療費用補償特約の入院治療費用保険金</p>		用語	定義	て	適用開始日	保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。	ほ	補償対象外期間	保険証券記載の補償対象外期間をいいます。		法令（公布年／法令番号）	か	<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）</u>
	用語	定義																					
て	適用開始日	保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。																					
ほ	補償対象外期間	保険証券記載の補償対象外期間をいいます。																					
	用語	定義																					
て	適用開始日	保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。																					
ほ	補償対象外期間	保険証券記載の補償対象外期間をいいます。																					
	法令（公布年／法令番号）																						
か	<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）</u>																						

改定前	改定後
-----	-----

- ③ 入院諸費用補償特約の入院諸費用保険金
 - ④ 先進医療費用補償特約の先進医療費用保険金
 - ⑤ ガン入院保険金支払特約のガン入院保険金
 - ⑥ 特定疾病診断給付金支払特約の特定疾病診断給付金
 - ⑦ 通院医療保険金支払特約の通院医療保険金
 - ⑧ 回復支援費用補償特約の回復支援費用保険金
 - ⑨ ガン入通院治療費用補償特約のガン入通院治療費用保険金
 - ⑩ 女性特定疾病入院一時金支払特約の女性特定疾病入院一時金
- (注) その特定疾病と医学上重要な関係がある疾病を含みます。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款等の規定を準用します。

別表1 補償対象外とする部位および特定疾病

	身体部位および特定疾病の名称
1	眼球および眼球附属器
2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	咽頭 <small>いんこう</small> および喉頭 <small>こう</small>
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺 <small>がく</small> 、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺
7	食道
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸
10	盲腸（虫様突起を含みます。）

- ③ 入院諸費用補償特約の入院諸費用保険金
 - ④ 先進医療費用補償特約の先進医療費用保険金
 - ⑤ ガン入院保険金支払特約のガン入院保険金
 - ⑥ 特定疾病診断給付金支払特約の特定疾病診断給付金
 - ⑦ 通院医療保険金支払特約の通院医療保険金
 - ⑧ 回復支援費用補償特約の回復支援費用保険金
 - ⑨ ガン入通院治療費用補償特約のガン入通院治療費用保険金
 - ⑩ 女性特定疾病入院一時金支払特約の女性特定疾病入院一時金
- (注) その特定疾病と医学上重要な関係がある疾病を含みます。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款等の規定を準用します。

別表1 補償対象外とする部位および特定疾病

	身体部位および特定疾病の名称
1	眼球および眼球附属器
2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	咽頭 <small>いんこう</small> および喉頭 <small>こう</small>
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺 <small>がく</small> 、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺
7	食道
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸
10	盲腸（虫様突起を含みます。）

改定前		改定後	
11	直腸および肛門	11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管	12	肝臓、胆嚢および胆管
13	膵臓	13	膵臓
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭	14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
15	腎臓および尿管	15	腎臓および尿管
16	膀胱および尿道	16	膀胱および尿道
17	前立腺、睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢	17	前立腺、睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
18	・子宮、卵巣および子宮附属器 ・異常妊娠、異常分娩（帝王切開を含みます。）	18	・子宮、卵巣および子宮附属器 ・異常妊娠、異常分娩（帝王切開を含みます。）
19	乳房（乳腺を含みます。）	19	乳房（乳腺を含みます。）
20	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）	20	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
21	頸椎部（その神経を含みます。）	21	頸椎部（その神経を含みます。）
22	胸椎部（その神経を含みます。）	22	胸椎部（その神経を含みます。）
23	腰椎部（その神経を含みます。）	23	腰椎部（その神経を含みます。）
24	仙骨部および尾骨部（その神経を含みます。）	24	仙骨部および尾骨部（その神経を含みます。）
25	左肩関節部	25	左肩関節部
26	右肩関節部	26	右肩関節部
27	左鎖骨	27	左鎖骨
28	右鎖骨	28	右鎖骨
29	左股関節部	29	左股関節部
30	右股関節部	30	右股関節部
31	左上肢（左肩関節部を除きます。）	31	左上肢（左肩関節部を除きます。）
32	右上肢（右肩関節部を除きます。）	32	右上肢（右肩関節部を除きます。）
33	左下肢（左股関節部を除きます。）	33	左下肢（左股関節部を除きます。）
34	右下肢（右股関節部を除きます。）	34	右下肢（右股関節部を除きます。）

改定前		改定後	
-----	--	-----	--

35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限りです。）
36	脊椎（その神経を含みます。）
37	皮膚（頭皮を含みます。）
38	異常妊娠、異常分娩（帝王切開を含みます。）

35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限りです。）
36	脊椎（その神経を含みます。）
37	皮膚（頭皮を含みます。）
38	異常妊娠、異常分娩（帝王切開を含みます。）

別表2 補償対象となる感染症

補償対象となる感染症とは、平成17年10月7日総務省告示第1147号に定められた分類項目中次に掲げるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年度版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARS	

別表2 補償対象となる感染症

補償対象となる感染症とは、平成17年10月7日総務省告示第1147号に定められた分類項目中次に掲げるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年度版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARS	

改定前		改定後	
コロナウイルスであるものに限りま		コロナウイルスであるものに限りま	
		<p><u>注 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条（定義等）第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（注）または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症である新型コロナウイルス感染症（注）は、「補償対象となる感染症」に含めます。</u></p> <p><u>（注）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま</u></p>	

医療総合補償特約付傷害総合保険

改定前		改定後																							
特定部位補償対象外特約		特定部位補償対象外特約																							
<p><用語の定義></p> <p>この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>て</td> <td>適用開始日</td> <td>保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。</td> </tr> <tr> <td>ほ</td> <td>補償対象外期間</td> <td>保険証券記載の補償対象外期間をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>			用語	定義	て	適用開始日	保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。	ほ	補償対象外期間	保険証券記載の補償対象外期間をいいます。	<p><用語の定義></p> <p><u>（1）この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>て</td> <td>適用開始日</td> <td>保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。</td> </tr> <tr> <td>ほ</td> <td>補償対象外期間</td> <td>保険証券記載の補償対象外期間をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（2）この特約における法令は、次のとおりとします。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法令（公布年／法令番号）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>か</td> <td><u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年</u></td> </tr> </tbody> </table>			用語	定義	て	適用開始日	保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。	ほ	補償対象外期間	保険証券記載の補償対象外期間をいいます。		法令（公布年／法令番号）	か	<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年</u>
	用語	定義																							
て	適用開始日	保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。																							
ほ	補償対象外期間	保険証券記載の補償対象外期間をいいます。																							
	用語	定義																							
て	適用開始日	保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。																							
ほ	補償対象外期間	保険証券記載の補償対象外期間をいいます。																							
	法令（公布年／法令番号）																								
か	<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年</u>																								

改定前	改定後						
<p>第1条（この特約の適用条件）</p> <p>この特約は、この保険契約に医療総合補償特約が付帯されており、かつ、保険証券にこの特約を付帯する旨記載されている場合に適用します。</p> <p>第2条（特定部位等の補償対象外）</p> <p>当社は、適用開始日から起算した補償対象外期間中に、被保険者が別表1に掲げる身体部位または特定疾病（注）のうち当社が指定した部位に生じた疾病もしくは特定疾病（注）またはこれらによる身体障害を被った場合は、次に掲げる保険金を支払いません。ただし、別表2に掲げる感染症については保険金を支払います。また、被保険者が補償対象外期間の満了日を含んで継続して入院した場合は、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして保険金を支払います。</p> <p>① 医療総合補償特約の入院医療保険金、手術医療保険金、入院治療費用保険金および入院諸費用保険金</p> <p>② 先進医療費用補償特約の先進医療費用保険金</p> <p>③ 通院医療保険金支払特約の通院医療保険金</p> <p>（注）その特定疾病と医学上重要な関係がある疾病を含みます。</p> <p>第3条（準用規定）</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、医療総合補償特約の規定を準用します。</p> <p>別表1 補償対象外とする部位および特定疾病</p> <table border="1" data-bbox="123 1401 1095 1444"> <tr> <td data-bbox="123 1401 181 1444"></td> <td data-bbox="181 1401 1095 1444">身体部位および特定疾病の名称</td> </tr> </table>		身体部位および特定疾病の名称	<table border="1" data-bbox="1155 194 2128 245"> <tr> <td data-bbox="1155 194 1216 245"></td> <td data-bbox="1216 194 2128 245">法律第114号</td> </tr> </table> <p>第1条（この特約の適用条件）</p> <p>この特約は、この保険契約に医療総合補償特約が付帯されており、かつ、保険証券にこの特約を付帯する旨記載されている場合に適用します。</p> <p>第2条（特定部位等の補償対象外）</p> <p>当社は、適用開始日から起算した補償対象外期間中に、被保険者が別表1に掲げる身体部位または特定疾病（注）のうち当社が指定した部位に生じた疾病もしくは特定疾病（注）またはこれらによる身体障害を被った場合は、次に掲げる保険金を支払いません。ただし、別表2に掲げる感染症については保険金を支払います。また、被保険者が補償対象外期間の満了日を含んで継続して入院した場合は、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして保険金を支払います。</p> <p>① 医療総合補償特約の入院医療保険金、手術医療保険金、入院治療費用保険金および入院諸費用保険金</p> <p>② 先進医療費用補償特約の先進医療費用保険金</p> <p>③ 通院医療保険金支払特約の通院医療保険金</p> <p>（注）その特定疾病と医学上重要な関係がある疾病を含みます。</p> <p>第3条（準用規定）</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、医療総合補償特約の規定を準用します。</p> <p>別表1 補償対象外とする部位および特定疾病</p> <table border="1" data-bbox="1155 1401 2128 1444"> <tr> <td data-bbox="1155 1401 1216 1444"></td> <td data-bbox="1216 1401 2128 1444">身体部位および特定疾病の名称</td> </tr> </table>		法律第114号		身体部位および特定疾病の名称
	身体部位および特定疾病の名称						
	法律第114号						
	身体部位および特定疾病の名称						

改定前		改定後	
1	眼球および眼球附属器	1	眼球および眼球附属器
2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起	2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）	3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	咽頭および喉頭	4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺	5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺	6	甲状腺
7	食道	7	食道
8	胃、十二指腸および空腸	8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸	9	小腸および大腸
10	盲腸（虫様突起を含みます。）	10	盲腸（虫様突起を含みます。）
11	直腸および肛門	11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管	12	肝臓、胆嚢および胆管
13	脾臓	13	脾臓
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭	14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
15	腎臓および尿管	15	腎臓および尿管
16	膀胱および尿道	16	膀胱および尿道
17	前立腺、睪丸、副睪丸、精管、精索および精嚢	17	前立腺、睪丸、副睪丸、精管、精索および精嚢
18	・子宮、卵巣および子宮附属器 ・異常妊娠、異常分娩（帝王切開を含みます。）	18	・子宮、卵巣および子宮附属器 ・異常妊娠、異常分娩（帝王切開を含みます。）
19	乳房（乳腺を含みます。）	19	乳房（乳腺を含みます。）
20	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）	20	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
21	頸椎部（その神経を含みます。）	21	頸椎部（その神経を含みます。）
22	胸椎部（その神経を含みます。）	22	胸椎部（その神経を含みます。）
23	腰椎部（その神経を含みます。）	23	腰椎部（その神経を含みます。）
24	仙骨部および尾骨部（その神経を含みます。）	24	仙骨部および尾骨部（その神経を含みます。）

改定前		改定後	
25	左肩関節部	25	左肩関節部
26	右肩関節部	26	右肩関節部
27	左鎖骨	27	左鎖骨
28	右鎖骨	28	右鎖骨
29	左股関節部	29	左股関節部
30	右股関節部	30	右股関節部
31	左上肢（左肩関節部を除きます。）	31	左上肢（左肩関節部を除きます。）
32	右上肢（右肩関節部を除きます。）	32	右上肢（右肩関節部を除きます。）
33	左下肢（左股関節部を除きます。）	33	左下肢（左股関節部を除きます。）
34	右下肢（右股関節部を除きます。）	34	右下肢（右股関節部を除きます。）
35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）	35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）
36	36 ^{せき} 脊椎（その神経を含みます。）	36	36 ^{せき} 脊椎（その神経を含みます。）
37	37 皮膚（頭皮を含みます。）	37	37 皮膚（頭皮を含みます。）
38	38 異常妊娠、異常分娩（帝王切開を含みます。）	38	38 異常妊娠、異常分娩（帝王切開を含みます。）

別表2 補償対象となる感染症

補償対象となる感染症とは、平成17年10月7日総務省告示第1147号に定められた分類項目中次に掲げるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年度版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3

別表2 補償対象となる感染症

補償対象となる感染症とは、平成17年10月7日総務省告示第1147号に定められた分類項目中次に掲げるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年度版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3

改定前		改定後	
ペスト	A20	ペスト	A20
ジフテリア	A36	ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80	急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2	ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0	クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3	マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4	エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03	痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04	重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限ります。)		(ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限ります。)	
		<p><u>注 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条（定義等） 第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（注）または同条第8項の 規定に基づき政令で定める指定感染症である新型コロナウイルス感染症（注） は、「補償対象となる感染症」に含めます。</u></p> <p><u>（注）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、 中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有すること が新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。</u></p>	